

聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状態及び所見

[はじめに] 〈認定要領を参照してください。〉

この診断書においては、以下の4つの障がい区分のうち、認定を受けようとする障がいについて、□に✓を入れて選択し、その障がいに関する「状態及び所見」について記載してください。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合については、各々について障がい認定することは可能ですが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意してください（各々の障がいの合計指数をもって等級決定することはないでください。）。

- ☐ 聴 覚 障 害 → 『1「聴覚障害」の状態及び所見』に記載してください。
- ☐ 平 衡 機 能 障 害 → 『2「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載してください。
- ☐ 音 声・言 語 機 能 障 害 → 『3「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載してください。
- ☐ そ しゃ く 機 能 障 害 → 『4「そしゃく機能障害」の状態及び所見』に記載してください。

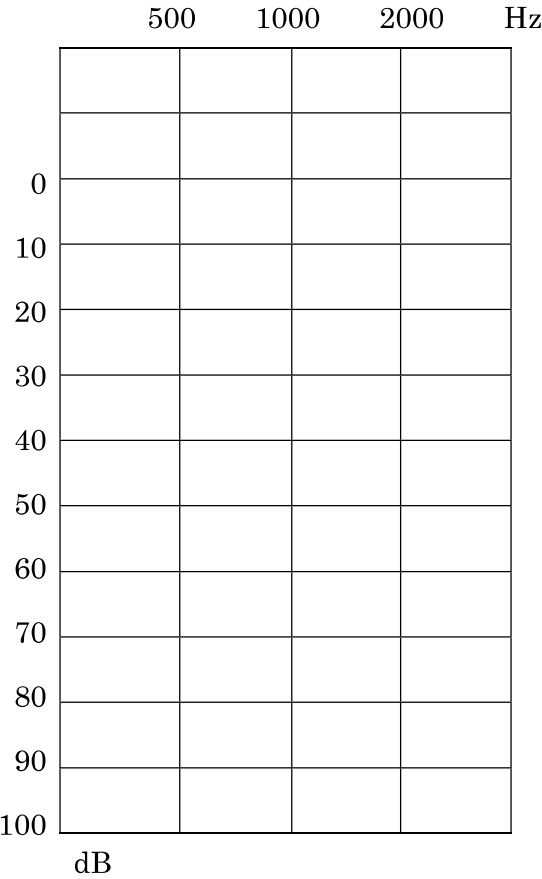
1 「聴覚障害」の状態及び所見

(1) 聴力（会話音域の平均聴力レベル）

右	d B
左	d B

(4) 聴力検査の結果（ア又はイのいずれかを記載してください。）

ア 純音による検査
オーディオメータの型式_____

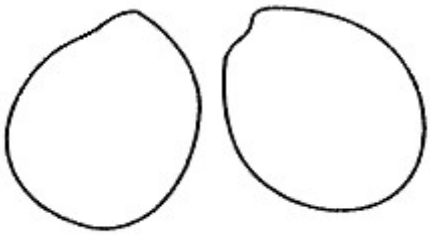


(2) 障がいの種類

伝 音 性 難 聴
感 音 性 難 聴
混 合 性 難 聴

(3) 鼓膜の状態

(右) (左)



イ 語音による検査

右	%
左	%

語音明瞭度

(5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況

有 ・ 無

（注）2級と診断する場合、記載してください。

2「平衡機能障害」の状態及び所見

3「音声・言語機能障害」の状態及び所見

4「そしゃく機能障害」の状態及び所見

(1) 障がいの程度及び検査所見

下の「該当する障がい」の□に✓を入れ、さらに①又は②の該当する□に✓を、又は（ ）内に必要事項を記載してください。

「該当する障がい」
☐ そしゃく・嚥下機能の障害
→「①そしゃく・嚥下機能の障害」に記載してください。
☐ 咬合異常によるそしゃく機能の障害
→「②咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載してください。

① そしゃく・嚥下機能の障害

a 障がいの程度

- ☐ 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。
- ☐ 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
- ☐ 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。
- ☐ その他

b 参考となる検査所見

ア 各器官の一般的検査

〈参考〉各器官の観察点

- ・ 口唇・下顎：運動能力，不随意運動の有無，反射異常ないしは病的反射
- ・ 舌：形状，運動能力，反射異常
- ・ 軟口蓋：挙上運動，反射異常
- ・ 声帯：内外転運動，梨状窩の唾液貯溜

- 所見（上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し，異常の部位，内容，程度等を詳細に記載してください。）

[]

イ 嚥下状態の観察と検査

〈参考1〉各器官の観察点

- ・ 口腔内保持の状態
- ・ 口腔から咽頭への送り込みの状態
- ・ 喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
- ・ 食道入口部の開大と流動物（bolus）の送り込み

〈参考2〉摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

- ・ 摂取できる食物の内容（固形物，半固形物，流動食）
- ・ 誤嚥の程度（毎回，2回に1回程度，数回に1回，ほとんど無し）

○ 観察・検査の方法

- ☐ エックス線検査（ ）
- ☐ 内視鏡検査（ ）
- ☐ その他（ ）

- 所見（上記の枠内の〈参考1〉と〈参考2〉の観察点から，嚥下状態について詳細に記載してください。）

[]

② 咬合異常によるそしゃく機能の障害

a 障がいの程度

- ☐ 著しい咬合障害があり，歯科矯正治療等を必要とする。
- ☐ その他

[]

b 参考となる検査所見（咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果）

ア 咬合異常の程度（そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察してください。）

[]

イ そしゃく機能（口唇・口蓋裂では，上下顎の咬合関係や形態異常等を観察してください。）

[]

(2) その他（今後の見込み等）

(3) 障がい程度の等級

（下の該当する障がい程度の等級の項目の□に✓を入れてください。）

- ① 「そしゃく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいいます。

具体的な例は次のとおりです。

- ☐ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- ☐ 延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む）及び末梢神経障害によるもの
- ☐ 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む。)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

- ② 「そしゃく機能の著しい障害」(4級)とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいいます。

具体的な例は次のとおりです。

- ☐ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- ☐ 延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障がいを含む）及び末梢神経障害によるもの
- ☐ 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む。)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの
- ☐ 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

【記入上の注意】

- (1) 聴力障害の認定にあたっては、JIS 規格によるオーディオメータで測定してください。
dB 値は、周波数 500,1000,2000Hz において測定した値をそれぞれ a, b, c とした場合、 $\frac{a+2b+c}{4}$ の算式により算定し、a, b, c のうちいずれか 1 又は 2 において 100dB の音が聴取できない場合は、当該 dB 値を 105dB として当該算式を計上し、聴力レベルを算定してください。
- (2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)の提出を求めてください。
- (3) 小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障がいによるものであるか等について詳細に診断し、該当する障がいについて認定することが必要です。